

訪問看護のご案内

こむにちわ
(ほうもんがんご)
です



大阪市中央訪問看護ステーション

設置主体：(一財) 大阪市環境保健協会

◆申込／相談／問合せ◆

受付時間：平日 9：00～17：30

電話：(06) 6763-8145

FAX：(06) 6763-8157

〒542-0062

大阪市中央区上本町西 2-5-25

中央区在宅サービスセンター内

地下鉄谷町線／長堀鶴見緑地線「谷町6丁目」駅(③番出口)徒歩3分

<http://tyuohoukan.com/>



1、大阪市中央訪問看護ステーション

1993年4月大阪市内における第1号の訪問看護ステーションとして発足しました。在宅療養者の生活によりそいながら、看護師・理学療法士・作業療法士がそのキャリアとノウハウを発揮し、在宅療養を支援します。

2、訪問看護の申し込みから利用までの手続き



★介護保険対象者で、ケアマネージャーが決定されていない場合、ケアマネージャー選定のためのご相談なども行います。

★ご入院中の場合は、事前に連絡をいただけましたら、訪問看護師が病院にお伺いし、医師、病院看護師との連携のもと、退院に必要な調整を行います。(在宅医療・看護サービスのご相談や介護保険利用のご相談などにも応じます)

介護保険・医療保険のどちらでも対応します。

★介護保険をご利用の場合

【対象】介護保険をおもちで要介護認定を受けた方

【訪問時間】1回あたりの訪問時間は、20分、30分、1時間、1時間半の4区分です

【回数】看護の必要性からケアマネージャーが調整し、ケアプランに位置づけて回数を決定します。

看護師による訪問看護	単価		算定要件
	*1単位×11.2円(大阪市)		
	介護	予防	
20分未満 (訪看I1)	314単位	303単位	訪看I2～I4を週1回以上利用
30分未満 (訪看I2)	471単位	451単位	
30～60分未満 (訪看I3)	823単位	794単位	
60～90分未満 (訪看I4)	1128単位	1090単位	

◆その他、看護体制や時間帯(深夜・早朝)初回加算などの加算があります。
(2024年6月改定)

◆健康保険をご利用の場合 (介護保険をお持ちの場合は介護保険が優先)

【対象】○40歳未満の方

○厚生労働大臣の定める疾患等

○特別訪問看護指示書(急性増悪、退院時) 他

【訪問時間】訪問時間は30分から1時間半程度

【回数】原則週3回まで。厚生労働大臣の定める疾病や特別訪問看護指示期間は毎日ご利用が可能です。

		単価	利用料金(1割の場合)
訪問看護管理療養費I	月の1回目	7,670円	767円
	月の2回目 (1日につき)	3,000円	300円
訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで	5,550円	555円
	週4日目以降	6,550円	655円

◆I回あたりの単価は、訪問看護管理療養費と訪問看護基本料金の合算(各種加算は別途です)

◆精神訪問看護療養費は、単価、費用が異なります。

◆詳しくはお尋ね下さい。

(2024年6月改定)

★公費負担医療制度もご利用いただけます

《公費負担医療制度の例》

○障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度(精神通院医療、更生医療、育成医療) ○小児慢性特定疾病 ○難病法による特定医療費助成制度
○生活保護 など

◆◆厚生労働大臣の定める疾病等◆◆

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症
○パーキンソン病関連疾患 ・進行性核上性麻痺 ・大脳皮質基底核変性症 ・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る) ○多系統萎縮症 ・線条体黒質変性症 ・オリブ矯小脳萎縮症 ・シャイ・ドレーガー症候群
○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病
○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症
○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態



自費対応については、ご相談下さい

◆◆訪問看護ってどんなサービス？

症状の観察

病気や障がいの状態。血圧・体温・脈拍などのチェックやアセスメント、異常の早期発見など



在宅療養のお世話

身体の清拭・洗髪・入浴介助、食事や排泄などに関わるお世話や助言、指導など



ご家族への介護支援・相談

介護方法のご指導。病気や介護のご不安の相談など

医療処置や医療機器の管理

点滴・カテーテル管理。人工呼吸器、酸素や吸引。ストーマ、インスリン注射など

フレイル予防

健康の管理と悪化。低栄養や運動機能の低下を防ぐためのアドバイス



外泊中の看護と退院支援

主治医が必要と認めれば、入院中の外泊や、退院日にも看護師の訪問が可能（相談は入院中に）

緊急対応

電話等による緊急時相談体制。訪問看護師による緊急訪問（別途契約が必要です）

◆◆訪問看護はさまざまな分野にも対応しています◆◆

難病や障害を持つ方への看護

その方にあった療養生活への助言や必要な看護ケア、リハビリテーションなど

緩和ケア

症状を緩和し、心地よく過ごせるための生活方法への助言や支援（必要時は医療的ケアのお手伝い）



リハビリテーション

機能回復のための訓練・運動。プログラムの作成・嚥下訓練など（理学療法士や作業療法士も在籍）

ターミナルケア

ご自宅で生活しつづけるため、集中的に看護ケアを提供



認知症のケア

認知症の方への生活方法への助言。家族への介護方法やアドバイス。資源の活用など

小児訪問看護

小児の難病疾患や低出生体重児など、小児の療育への支援と指導

精神科訪問看護

日常生活を安定して過ごすための助言や支援、服薬管理の工夫など